

Global e-Trade サービス<デビュー>申込におけるご確認シート

概要

この度は、当行のGlobal e-Tradeサービス<デビュー>タイプをお申し込みいただきありがとうございます。
 本サービスは、インターネットを通じた「海外へのご送金」や「海外からの送金のご入金」等の機能をご提供しています。
 一方、当行はマネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置等へ適切に対応するため、お客さまのご送金が各種規制対象取引でないことを確認する義務があり、お申込をお断りする場合や、送金のお取組ができない場合がございます。
 お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記ご質問についてご回答いただきますようお願い申し上げます。
 後日、ご回答内容につきまして、当行からご連絡させていただく場合がございます。
 その際のご連絡先とご希望時間帯のご記載もお願い申し上げます。

1. お客さま情報をご記入ください。

おなまえ	
おなまえ (英文表記)	
所在地 (英文表記)	
代表者さま名	<input type="checkbox"/> 日本語対応不可の場合チェックしてください
代表者さまの居住地	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 外国 ()
業種	<input type="checkbox"/> 1. 農業/林業/漁業 <input type="checkbox"/> 2. 建設業/電気・設備工事業 <input type="checkbox"/> 3. 製造業 <input type="checkbox"/> 4. 情報通信業 <input type="checkbox"/> 5. 卸売/小売業 <input type="checkbox"/> 6. 金融業/保険業 <input type="checkbox"/> 7. サービス業/ソフト開発業/広告業 <input type="checkbox"/> 8. 不動産業 <input type="checkbox"/> 9. 運送業/倉庫業 <input type="checkbox"/> 10. 貴金属・宝石取扱業 <input type="checkbox"/> 11. コンサルティング業 <input type="checkbox"/> 12. 投資事業 <input type="checkbox"/> 13. 弁護士/司法書士/行政書士/公認会計士/税理士 <input type="checkbox"/> 14. 特定非営利活動 <input type="checkbox"/> 15. 各種団体 (マンション管理組合/サークル/親睦会等) <input type="checkbox"/> 16. 旅行業 <input type="checkbox"/> 17. 宗教法人 <input type="checkbox"/> 18. 大使館・領事館 <input type="checkbox"/> 19. 電子マネー取扱業 <input type="checkbox"/> 20. 古物商 <input type="checkbox"/> 21. その他 ()
事業内容(具体的に)	
外為取引に関するご連絡先	
外為担当部署	
外為取引担当者さま名	<input type="checkbox"/> 日本語対応不可の場合チェックしてください
外為取引担当者さま電話番号	
本申込内容に関するご連絡先	
ご担当者さま名	
ご担当者さま電話番号	
連絡可能な時間帯	<input type="checkbox"/> 午前(9:00~12:00) <input type="checkbox"/> 午後(12:00~15:00) <input type="checkbox"/> 夕方(15:00~18:00)
資本金	円
設立年月日	西暦 () 年 () 月 () 日
従業員数	人
貿易月商	円
株式上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場
主力銀行	<input type="checkbox"/> 三井住友銀行 <input type="checkbox"/> その他
主力銀行が他行の場合	他行主力銀行名 : _____
主力銀行と、その理由をご記入ください。	(理由 : _____)

裏面に続きます

2. 主要な外為取引先情報をご記入ください。

取引先企業 (取引先企業が複数ある場合はすべてご記入ください。)	
送金目的 「その他送金」「その他被仕向送金」を選択した場合、詳細についてご記入ください。	<input type="checkbox"/> 輸入取引・輸出取引 <input type="checkbox"/> その他送金 (詳細: _____) <input type="checkbox"/> その他被仕向送金 (詳細: _____)
取引品目	
主な取引先の数 不特定多数を選択した場合、多数となる理由をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 法人/個人 法人 (_____) 社 個人 (_____) 人 <input type="checkbox"/> 不特定多数 (多数となる理由: _____)
主な取引先との関係 「その他」を選択した場合、詳細についてご記入ください。	<input type="checkbox"/> 販売先 <input type="checkbox"/> 仕入れ先 <input type="checkbox"/> その他 (詳細: _____)
主な取引先の事業内容 「その他」を選択した場合、詳細についてご記入ください。	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売/小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 (詳細: _____)
主な取引国 「その他」を選択した場合、詳細についてご記入ください。	<input type="checkbox"/> アメリカ <input type="checkbox"/> EU <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> その他 (詳細: _____)
1件当たりの送金金額(円換算)	平均 (_____) 万円 想定される最大の金額 (_____) 万円
月間の送金頻度(想定)	<input type="checkbox"/> 1回未満 <input type="checkbox"/> 1~5回 <input type="checkbox"/> 6~9回 <input type="checkbox"/> 10回以上
主に使用する通貨	<input type="checkbox"/> 円建て <input type="checkbox"/> 外貨建て (通貨: _____)
当行でGlobal e-Tradeサービス<デビュー>をお申し込んだ理由をご記入ください。	

3. 経済制裁諸規制に関する申告

貴社・法人におかれましては、外為法や米国OFAC規制等（以下、経済制裁諸規制）の内容をご理解いただく必要があります。つきましては、以下の事項を確認の上、欄にチェック(レ点)をお願いします。

- 当社・法人では、経済制裁諸規制についての最新の情報を把握し、社内に周知徹底を図っています。
- 当社・法人では、経済制裁諸規制に抵触する取引ではないことを確認する社内体制の整備に努めています。
(社内体制の例：担当部署の設置、社内規程の整備、社内教育・研修の実施等)
- 当社・法人は、現在及び将来にわたり、経済制裁諸規制に抵触する取引は行いません。

経済制裁諸規制についてのご説明

銀行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法（以下、外為法といいます）」及び「米国OFAC規制」等に基づき、そのお取引が、経済制裁対象国等のお取引ではないことを確認する義務があります。このため、お取引背景やお取引目的等、詳細についてお伺いしたり、内容のわかる書類の提出を依頼させていただくことがあります。

外為法

- 外為法は、本邦の経済制裁法規制として、日本と海外（非居住者を含む）のお取引を対象として、北朝鮮、イラン、ロシア等に対する規制や、資産凍結等経済制裁対象者に対する支払規制等を実施しています。
- 当該規制の概要は、次の通りですが、詳細は、財務省・経済産業省のホームページをご確認ください。

外為法による制裁内容の概要（2023年9月現在）

貿易に関する規制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引 2. 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
制裁対象に関する規制	<ol style="list-style-type: none"> 1. テロリスト等、外為法で指定される資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等 *具体的な対象者は、財務省が公開しています。 http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html 2. 北朝鮮に住所や居住を有する自然人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体への支払 3. 上記北朝鮮の自然人、法人その他の団体により実質的に支配されている法人その他の団体への支払 なお、上記1. 制裁対象者との支払等については、以下に該当する場合も規制対象となります。 ・直接又は間接的な関与を問わず、実質的に制裁対象者のために行われる支払等（制裁対象者のために、第三者名義で行われる支払等を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等
送金目的に関する規制	<ol style="list-style-type: none"> 1. 北朝鮮、イランの核関連活動等に寄与する目的の取引 2. 漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等に関連する組合等の、外国における事業活動のための支払
ロシア・ベラルーシに関する主な規制対象取引	<ol style="list-style-type: none"> 1. ウクライナ（「ドネツク人民共和国」（自称）又は「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地及び仕向地とする場合に限る）との輸出入取引 2. 本邦外為法に基づき資産凍結等の措置の対象となった、特定の個人・団体との支払等 また、上記のうちロシア・ベラルーシの特定の団体により、株式の総数又は出資の総額のうち、50%以上を直接所有されている団体との支払等 3. 以下の証券に関する取引 <ol style="list-style-type: none"> (1) ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡 (2) ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集 (3) ロシアの特定銀行(当該銀行により株式の総数又は出資の総額のうち、50%以上を直接所有されている団体を含む)による本邦における証券(償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る)の発行又は募集 (4) 上記(2)、(3)に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供 4. 以下の技術提供・サービスに関する取引(下記、(3)、(4)については、2022年9月5日以後に開始される取引に限る) <ol style="list-style-type: none"> (1) ロシア・ベラルーシの居住者等に対する特定技術(*1)の提供 (2) ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供 (3) ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供 (4) ロシア法人等に対する会計・監査、経営コンサルティング、建築、エンジニアリングに係る労務又は便益の提供 5. 以下の対外直接投資等に関する取引 <ol style="list-style-type: none"> (1) お客さまによる外国法人等への投資（証券の取得）であって、当該外国法人等の発行済株式総数の10%以上を出資することとなる取引(*2) (2) お客さまの海外支店・工場等の設置又は拡張に係る資金の支払(*2) (3) お客さまが10%以上を出資する外国法人等への新規投資(証券の取得)又は当該外国法人等への1年超の金銭の貸付(*3) (4) 第三者と共同設立する法人格のない組合等がロシアで行う事業活動に充当するためのお客さまによる日本から外国へ向けた支払(*3)

6. ロシアを原産地とし、購入価格が上限価格(*4)を超える、海上において輸送される原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する居住者による非居住者に対する金銭の貸付契約又は債務の保証契約（外為法二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約、又は暗号資産を移転する義務の保証契約を含み、債務の保証契約にあつては債務者が非居住者である場合に限る。）に基づく債権の発生等に係る取引。

(*1) 主に以下が該当します(なお、詳細は経済産業省のHP等でご確認ください)。

- ・国際輸出管理レジームの対象品目及び軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品に係る技術
- ・石油精製に係る技術
- ・先端的な物品等に係る技術

(*2) ロシアでの事業又はロシア法人若しくは当該法人に実質的に支配されている法人の外国での事業に係るものに限ります。

(*3) ロシアの個人・法人（これらに実質的に支配されている法人その他の団体を含む。）と共同設立する法人格のない組合等が外国で行う事業活動に充当するための、お客さまによる日本から外国へ向けた支払も規制対象取引となります。

(*4) 原油・石油製品の上限価格は、外務省告示にて定められている通りです。

米国OFAC規制（2023年9月現在）

- 米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は外交政策・国家安全保障に基づき、特定の国または法人・個人を指定し、資産凍結等の経済制裁措置や禁輸措置を実施しています。
- 当該規制の概要は、次の通りですが、詳細は、米国OFACのホームページをご確認ください。

主な規制対象取引

○以下の、1. 2. いずれかに該当する、米ドル建てのお取引

1. お取引の関係当事者の所在地や、お取引の関係地等(*5)に、イラン・イスラム共和国（イラン）、キューバ共和国、北朝鮮、シリア・アラブ人民共和国（シリア）、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている（ただし、一部例外措置あり）。

(*5) お取引の関係当事者とは一般的に、外国為替取引のご依頼人、受益者・最終受益者、エンドユーザー、お取引に関与する銀行、荷受人、輸入者/バイヤー、輸出者、運送人（船会社）、輸送船（含む、IMO船舶認識番号、オペレーター/マネージャー）、BL/AWB発行人等を指します。また関係地とは一般的に、船積地、荷揚地、仕向地、積替地、原産国、船籍等を指し、資産凍結対象者(SDN)が実質的に支配している団体/施設等(港湾ターミナルを含む)も含みます。

2. 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が、お取引に関係している。

○ 米ドル建て以外のお取引

A. 上記1. または2. に該当し、かつ、米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が、お取引に関与している。

B. その他、OFACが二次制裁の対象として指定している特定のイラン、北朝鮮、ロシア、シリア関連取引等詳細は米国OFACホームページ（英文）をご参照ください。

<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information>

※ 人道目的のお取引等、一部例外として取扱可能なお取引もございますので、該当する場合はご申告ください。

なお、弊行では、上記法令上の確認に際して、以下のご協力をお願いすることがございます。ご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

- ・お客さまの本人確認書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・お客さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍、法人の場合には実質的支配者等を確認させていただくことがあります。
- ・送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させていただくことがあります。
- ・お客さまよりお伺いした内容やご提出いただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。